

後発医薬品の出荷停止等を踏まえた 診療報酬上の臨時的な取扱いについて

先般より、後発医薬品使用体制加算等における後発医薬品の使用割合等に係る要件の取扱いについて定められておりましたが、本取扱いについて令和6年9月30日まで期間を延長する事務連絡が発出されました。

<参照>

「後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて」(厚生労働省保険局医療課事務連絡 令和6年3月18日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001229243.pdf>

リストのPDFやエクセルは下記ページをご参照ください。

<参照>

薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について(令和6年4月1日適用)

<https://www.mhlw.go.jp/topics/2024/04/tp20240401-01.html>